

3・11 後 を生きる



防災・危機管理ジャーナリスト

渡辺 実さん

わたなべ・みのる 1951年生まれ。35年以上にわたり、国内外の被災地を取材し、防災対策の提言を続ける。株式会社まちづくり計画研究所代表取締役所長。「都市住民のための防災読本」「高層難民」など著書多数。

茨城県常総市で先月決壊した鬼怒川の堤防は、応急復旧まで二週間を要しましたが、決壊による激流でえぐられた土地や倒壊した家屋は多くがそのままの状態です。泥のかき出しや家具の片付けで被災者は体力的にも限界にきています。水害の被災地は「泥害」との戦いでもあります。

面積の半分が被災した常総市は国の被災者生活再建支援法の適用を受けました。支援を受けたには罹災証明書が必要ですが、行政の人手は足りず発行手続きが遅れています。被災家屋について、全壊と認定された世

帯には最大で三百万円、大規模半壊世帯で最大一百五十万円が補助されます。

水害認定の基準を確認します。全壊は住宅（木造・プレ

ハブ）の一階天井まで浸水した場合です。大規模半壊は床上一以上浸水した場合で、これより低い床上浸水は半壊となります。流失した建物はもちろん全壊に認定されます。罹災証明書の発行は、被災者が再建への一步を踏み出す契機ですから、首都圏の行政から応援職員を動員するなど、迅速に発行事務ができるようにしなくてはなりません。

水害の場合、家屋の被害に加えて家具や家財のほとんどが失・水没する事が多く、新たに買い替えることになります。公的支援金だけでは足りず、生

生き抜く



鬼怒川堤防決壊の教訓

鬼怒川決壊で被災した住宅＝茨城県常総市で

活重建は立ち行かないのが現実です。そこで必要なのが民間の保険です。

火災保険については、住宅ローンを組む際にほとんどの方が加入されていると思います。しかし保険の対象に「水災」が入っているかどうか、把握されていますか？

今回の被災地でも水災保険や家財保険に加入していない方が多く見られます。まずはあなたの火災保険証を確認してください。「住宅総合保険」という少々以前の火災保険商品には水災への補償もついていましたが、最近は保険会社ごとに細分化された保険商品が出ており、建物の補償と家財の補償は別になつているものが主流になっています。

被災時の保険金の算定は一方式あります。建設年次に資産償却を加味して保険金が減額される「時価払い方式」と、評価額が下がっていても全壊家屋の新築費用を補償する「新価払い方式」です。家財保険にも同じく時価と新価があります。保険内容の見直しや変更に伴って保険料も変わりますが、保険期間の途中であっても算定方式の変更ができるので保険会社へ相談してみてください。

地震や津波、火山噴火などの大規模災害で損失を受けた場合、また地震による火災の場合には、別途「地震保険」でなければカバーされません。この地震保険は火災保険とセットでなければ加入できません。これら地震保険の算定は、現段階では時価払いのみである点も知つておいてください。